

五所川原市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 五所川原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、五所川原市における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの提供に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金に関する事項
- (2) 市町村有償輸送の必要性及びその旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 網形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 網形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 五所川原市
- (2) 市内に営業路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 市内に営業路線を有する鉄道事業者
- (4) 市内の一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5) 青森県内の一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (6) 住民又は利用者
- (7) 国土交通省東北運輸局青森運輸支局
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 道路管理者
- (10) 交通管理者
- (11) 学識経験者
- (12) その他協議会が必要と認める者

(役員)

第4条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、五所川原市長が第3条各号に掲げる者の中から指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 監事は、委員の互選によりこれを選任する。

4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときには、会長の職務を代理する。

3 監事は、出納監査を行い、監査の結果を協議会に報告する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。

4 前項の規定は、規約第3条第6号及び第11号に掲げる委員については適用しない。

5 協議会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 協議会は、書面にて協議することができる。

7 協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

8 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、五所川原市建設部都市計画課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第9条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。